

H21.12.17 原案可決

地方分権のさらなる推進と地方財政の立て直しを求める意見書

国と地方が未曾有の債務残高を抱える中で、人口減少や少子高齢化などの変化に的確に対応するためには、地方の多様な価値観と個性に根差した住民本位の分権型社会へ抜本的な転換を遂げなければならない。そのためには、住民みずからの責任で行政のあり方を決定できる仕組みを構築し、多様性と創造性にあふれた住民本位の地域社会をつくるため、住民に最も身近な基礎自治体の体制強化が急務である。

よって、国会及び政府においては、地方分権をさらに推進するとともに、地方財政を立て直すため、下記の施策が実現されるよう強く要望する。

記

1 次の①から⑤などを盛り込んだ「新地方分権一括法案」を速やかに国会に提出すること。

- ①国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し
- ②都道府県から市町村への権限移譲
- ③国の出先機関の廃止・縮小
- ④法令による義務付け・枠付けの見直し
- ⑤補助金・地方交付税・税源配分の見直し

2 国と地方の役割分担に基づき直轄事業負担金制度を抜本的に見直すとともに、来年度から維持管理費負担金を廃止すること。

なお、その際には社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮すること。

3 国と地方の代表者が協議する場の設置を法制化すること。

4 地方交付税の地域間格差是正機能が回復するよう、地方交付税を増額するとともに、社会保障や経済雇用対策のための地方の財政需要を適切に積み上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(行政刷新)